

## 補助制度の概要

### ★補助金交付条件

補助金の交付を受けることができるのは、次の条件を満たす場合に限りです。

#### (補助金の交付対象)

補助の対象となる設備等(以下「補助対象設備等」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) ZEH 等 (令和 8 年度新築戸建て住宅の ZEH・ZEH+化等支援事業、令和 7 年度戸建て住宅 ZEH 化等支援事業、みらいエコ住宅 2026 事業、子育てグリーン住宅支援事業) に係る国の支援事業(以下「ZEH 国支援事業」という。)における補助事業者として採択された事業者(以下「ZEH 国採択事業者」という。)が実施する ZEH 等支援事業補助金(以下「ZEH 国補助金」という。)の対象となっているもの。
- (2) ZEH 等に係る岐阜県の支援事業(以下「ZEH 県支援事業」という。)における ZEH 等支援事業補助金(以下「ZEH 県補助金」という。)の対象となっているもの。

#### (補助金の交付対象者)

町長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 町内に ZEH もしくはそれ以上の水準を満たした新築若しくは購入した住宅に自ら居住する個人であること。
- (2) ZEH 国採択事業者から ZEH 国補助金の交付の確定通知書(以下「ZEH 国補助金確定通知書」という。)又は岐阜県から ZEH 県補助金の交付の確定通知書(以下「ZEH 県補助金確定通知書」という。)を受理していること。
- (3) 補助金の交付申請の日までに、当該住宅において自ら居住を始め、本町住民基本台帳に記録されていること。
- (4) 町税等を滞納していないこと。

(5) 輪之内町暴力団排除条例(平成 23 年輪之内町条例第 17 号)に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

(補助金の額)

1 事業あたり 20 万円

(補助金の交付申請方法)

補助金の交付を受けようとする者は、ZEH 国補助金確定通知書又は ZEH 県補助金確定通知書の日付から 6 か月以内に輪之内町ゼロエネルギー住宅普及促進補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、申請してください。

- (1) ZEH 国補助金確定通知書又は ZEH 県補助金確定通知書の写し
- (2) 補助事業完了報告書類一式の写し
- (3) 工事請負契約書の写し(建売住宅を購入した場合は、当該建売住宅の売買契約書の写し)
- (4) ZEH の記載がある BELS 評価書の写し
- (5) ZEH の状況(全景)が分かるカラー写真
- (6) 申請する住宅への居住がわかる住民票(申請時に居住していない場合には、実績報告書提出時に提出すること)
- (7) 町税の納税証明書(発行後 1 箇月以内のもの)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

#### ★注意事項

(財産処分の制限)

法定耐用年数の期間内において、補助対象機器・設備を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図ること。

なお、補助対象機器・設備の法定耐用年数の期間内において、当該補助対象機器・設備を処分しようとするときには、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第 4 号)を町長に提出すること。

(協力)

必要に応じて輪之内町及び輪之内町の委託業者が行うエネルギー使用状況調査、アンケート調査その他必要な調査の協力すること。

令和8年4月1日から施行する。ただし、令和7年10月1日以降にZEH国補助金確定通知書又はZEH県補助金確定通知書を受けた者であって、第2条及び第3条に定める要件を満たすものについては、本要綱の規定を適用する。